

2024年8月1日策定

スチュワードシップ責任を果たすための方針

企業年金スチュワードシップ推進協議会

1. 基本方針

企業年金スチュワードシップ推進協議会（以下、「協議会」という。）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、「コード」という。）において、「資産保有者としての機関投資家」（以下、「アセットオーナー」という。）に求められる、運用機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリングについて、企業年金（確定給付企業年金を実施する事業主、企業年金基金、及び存続厚生年金基金）が協働して実施すること（以下、「協働モニタリング」という。）を目的に設置された組織です。

協議会は、アセットオーナーにより構成された組織として、コードの受け入れを表明し、企業年金から国内株式の運用委託を受けている全ての運用機関（以下、「運用機関」という。）に対し、スチュワードシップ責任を果たすため、投資先企業の持続的成長に資するよう責任ある機関投資家として行動することを求めます。

なお、運用機関は、協議会が実施する協働モニタリングへの対応を理由に、顧客である企業年金への個別の報告または説明について、省略または免除されるものではないことに留意してください。

2. コードの各原則に対する方針

（原則1）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

協議会は、アセットオーナーにより構成された組織として、スチュワードシップ責任を果たすため、本方針を策定し、公表します。なお、協議会の正会員であるアセットオーナーは、本方針に同意のうえ協議会の活動に参加しています。

協議会は、運用機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し公表（コードの受入れ）するとともに、実効的なスチュワードシップ活動を行うことを求めます。

また、協議会が実施する協働モニタリングは、効率的かつ実効的に運用機関に対するモニタリングを行うことを目的としており、協議会は、運用機関に対し、協働モニタリングへの参加、協力を求めます。

(原則 2)

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

協議会は、運用機関に対して、運用機関がスチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について明確な方針を策定し、これを公表することを求めます。

(原則 3)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

協議会は、運用機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確かつ継続的に把握することを求めます。

(原則 4)

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

協議会は、運用機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、サステナビリティを巡る課題も含めた問題の改善に努めることを求めます。

(原則 5)

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

協議会は、運用機関に対して、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を策定し公表することを求めます。また、議決権の行使結果については、コードの指針に沿って公表することを求めます。

(原則 6)

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

協議会は、運用機関に対して、スチュワードシップ活動の実施状況について、議決権の行使や自己評価の結果を含め、定期的に報告を求めます。

協議会は、運用機関のスチュワードシップ活動の実施状況、及び協議会による協働モニタリングの実施状況について、ウェブサイトで公表します。

(原則 7)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

協議会は、運用機関に対し、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えることを求めます。

なお、協議会が実施する協働モニタリングは、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けるものでもあり、運用機関の投資先企業に対する対話や判断を適切に行うために有益であると考えます。

また、協議会は、加入するアセットオーナーによる意見交換の場や勉強会等の機会を設け、スチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めます。

(原則 8)

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

協議会は、議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めることを求めます。